

【公開版】

提出年月日	令和2年4月17日	R6
日本原燃株式会社		

六ヶ所廃棄物管理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第19条 通信連絡設備等

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

- 1.1 要求事項の整理
- 1.2 要求事項に対する適合性
- 1.3 規則への適合性
- 1.4 設備等
- 1.5 気象等

2. 通信連絡設備

- 2.1 通信連絡設備の概要
- 2.2 警報装置及び所内通信連絡設備
- 2.3 所外通信連絡設備
- 2.4 多様性を備えた通信回線

2 章 補足説明資料

令和2年4月17日 R4

1章 基準適合性

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

通信連絡設備等について、事業許可基準規則第 19 条と再処理施設安全審査指針 18 の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業許可基準規則第 19 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。(第 1 表)

第1表 事業許可基準規則第19条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 4)

事業許可基準規則 第19条 (通信連絡設備等)	再処理施設安全審査指針 (指針18)	備考
<p>事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「事業所内の人」に対し必要な指示ができる」とは、事故時に事業所内に居る全ての人に対する指示ができることをいう。</p> <p>2 第1項に規定する「警報装置及び通信連絡設備」とは、建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を、ブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備をいう。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する「通信連絡設備」には、必要に応じて、それぞれ異なる手段による通信連絡ができるものであること。</p>	<p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされ、必要な警報系統及び通信系統が設けられていること。</p>	<p>変更無し</p>
		<p>変更無し</p>
		<p>追加要求事項</p>

第1表 事業許可基準規則第19条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2 / 4)

事業許可基準規則 第19条 (通信連絡設備等)	再処理施設安全審査指針 (指針18)	備考
<p>(解釈)</p> <p>5 上記4の「異なる手段」とは、衛星専用IP電話等、又は廃棄物管理事業者が独自に構築する専用の通信回線若しくは電気通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線等、輻輳等による制限を受けることなく使用できるとともに、通信方式の多様性（ケーブル及び無線等）を備えた構成の回線をいう。</p>	<p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報システムを含む計測システム及び通信システムが設けられていること。</p>	<p>追加要求事項</p>

第1表 事業許可基準規則第19条と再処理施設安全審査指針 比較表 (3 / 4)

事業許可基準規則 第19条 (通信連絡設備等)	再処理施設安全審査指針 (指針18)	備考
<p>2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する「通信連絡設備」には、必要に応じて、それぞれ異なる手段による通信連絡ができるものであること。</p> <p>5 上記4の「異なる手段」とは、衛星専用IP電話等、又は廃棄物管理事業者が独自に構築する専用の通信回線若しくは電気通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線等、輻輳等による制限を受けることなく使用できるとともに、通信方式の多様性（ケーブル及び無線等）を備えた構成の回線という。</p>	<p>1. 制御室等は、事故時にも従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報システムを含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p>	<p>追加要求事項</p> <p>追加要求事項</p> <p>追加要求事項</p>

第1表 事業許可基準規則第19条と再処理施設安全審査指針 比較表 (4 / 4)

事業許可基準規則 第19条 (通信連絡設備等)	再処理施設安全審査指針 (指針18)	備考
<p>3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>6 第18条第3項の「退避のための設備を設けなければならない」とは、予備電源から供給されること、又は電源を内蔵した避難用の照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設けることをいう。</p>	<p>3. 再処理施設は、通常の照明用電源喪失時においても、その機能を失うことのない照明を設備し、かつ、単純、明確、永続性のある標識のついた安全避難通路を有する設計であること。</p>	<p>変更無し</p> <p>変更無し</p>

1.2 要求事項に対する適合性

通信連絡設備等の設計に係る基本方針を以下のとおりとする。

通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。また、安全避難通路及び避難用の照明設備を設ける。

廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設ける設計とする。

廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備を設ける設計とする。

所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。

廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備として予備電源から供給されること、又は電源を内蔵した避難用の照明及び明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設ける設計とする。

1.3 規則への適合性

「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）第十九条では、通信連絡設備等について、以下の要求がされている。

（通信連絡設備等）

第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。

3 廃棄物管理施設には、事業所内の人々の退避のための設備を設けなければならない。

上記をうけ、日本原燃(株) 廃棄物管理施設における通信連絡設備等について、以下のとおり事業許可基準規則及びその解釈に適合させる設計とする。

<適合のための設計方針>

第1項について

廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設ける設計と

する。

第2項について

廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。

所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

第3項について

廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設内の人の退避のための設備として単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設ける設計とする。

廃棄物管理施設には、避難用の照明設備として誘導灯及び非常灯を設ける設計とし、誘導灯及び非常灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように電源として蓄電池を内蔵した設計とする。

1.4 設備等

7.5 その他設備

7.5.4.1 概 要

安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるよう、警報装置及び通信方式の多様性を備えた通信連絡設備を設置する。

廃棄物管理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続する。

通信連絡設備の一部は、再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。

また、安全避難通路及び避難用の照明設備を設ける。

7.5.4.2 設計方針

- (1) 安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設ける設計とする。
- (2) 所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線により連絡できる機器を備え、通信方式の多様性を備えた設計とする。
- (3) 安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室から廃棄物管理施設外の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。
- (4) 所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。
- (5) 通信連絡設備のうち再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。
- (6) 廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設内の人の退避のための設備として単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設ける設計とする。

また、避難用の照明設備として誘導灯及び非常灯を設ける設計とし、誘導灯及び非常灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

7.5.4.3 主要設備の仕様

通信連絡設備の主要設備の仕様を第2表に示す。また、避難用の照明設備の仕様を第3表に示す。

第2表 通信連絡設備の主要設備の仕様

(1) 所内通信連絡設備

a. ページング装置（再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用）

通信回線 有線方式

基数 1 式

b. 所内携帯電話（再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用）

通信回線 有線方式，無線方式

基数 1 式

(2) 所外通信連絡設備

a. 一般加入電話

通信回線 有線方式

基数 1 式

b. 衛星携帯電話

通信回線 衛星方式

基数 1 式

第3表 避難用の照明設備の仕様

項目	誘導灯	非常灯
電源電圧	交流 105 V	交流 105 V
停電時 供給電源	蓄電池 (内蔵)	蓄電池 (内蔵)
用途	避難用 (消防法)	避難用 (建築基準法)

【補足説明資料 1-1】

7.5.4.4 主要設備

(1) 警報装置及び所内通信連絡設備

安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の従事者等に必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、ページング装置及び所内携帯電話を設置する。

所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続する設計とする。

ページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。

(2) 所外通信連絡設備

安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声により行うことができる設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する。

所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

所外通信連絡設備は、定期的に点検を行うことにより、回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。

(3) 避難用の照明設備

a. 誘導灯

消防法で規定される避難口及び避難通路には、避難用の照明として、誘導灯を設ける設計とする。誘導灯は、460V運転予備用母線から変圧器を通して105Vで受電し、外部からの電源が喪失した場合においても

その機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

b. 非常灯

建築基準法で規定される居室，居室から地上へ至る通路，階段及び踊り場には，避難用の照明として，非常灯を設ける設計とする。非常灯は，460V運転予備用母線から変圧器を通して105Vで受電し，外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

7.5.4.5 試験検査

警報装置，所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は，その健全性及び能力を確認するため，運転中又は停止中に，機能，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。

7.5.4.6 手順等

通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。

- (1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。
- (2) 所外通信連絡設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。
- (3) 社内外の関係先へ、的確、かつ、迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。

【補足説明資料 2-5】

1.5 気象等

該当なし

2.通信連絡設備

2.1 通信連絡設備の概要

通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。通信連絡設備の概要を第1図に示す。

(1) 警報装置

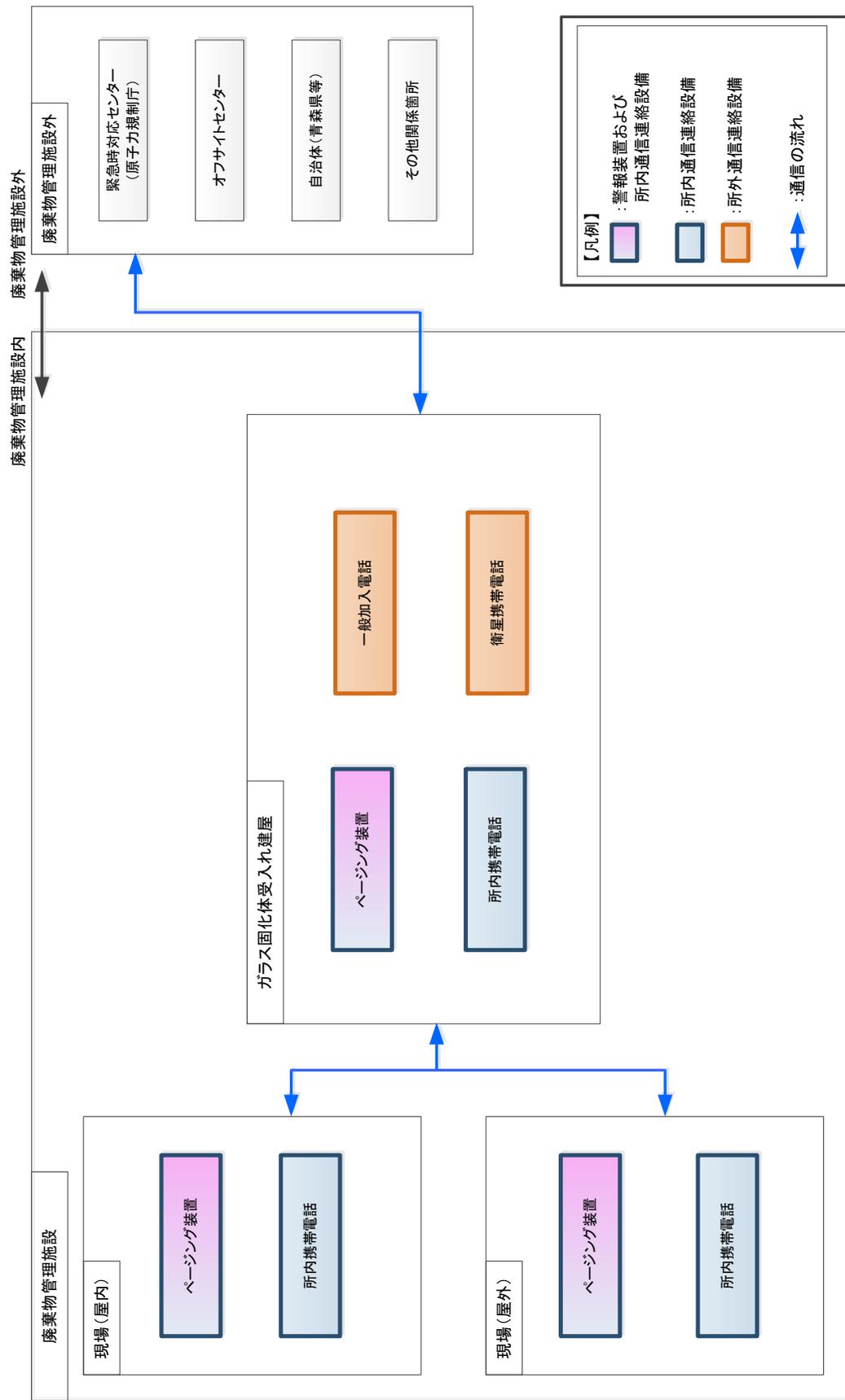
事故等が発生した場合に、廃棄物管理施設内の従事者等に退避の指示を行う。

(2) 所内通信連絡設備

制御室から、廃棄物管理施設内の従事者等に必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。

(3) 所外通信連絡設備

廃棄物管理施設外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声により行う。



第1図 通信連絡設備の概要

2.2 警報装置及び所内通信連絡設備

安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室から廃棄物管理施設内の従事者等に必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、ページング装置及び所内携帯電話を設置し、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続する。ページング装置は、廃棄物管理施設内の従事者等への退避指示連絡を行うために必要な警報装置としての機能を備える。通信連絡設備（廃棄物管理施設内）の概要を、第2図に示す。通信連絡設備（廃棄物管理施設内）の通信方式の多様性を第4表に示す。

【補足説明資料2-1, 2-2, 2-3】

所内通信連絡設備のうちページング装置は、廃棄物管理施設内の従事者等に必要な操作、作業又は退避の指示等ができるよう、適切な数のスピーカを設置する。

【補足説明資料2-4】

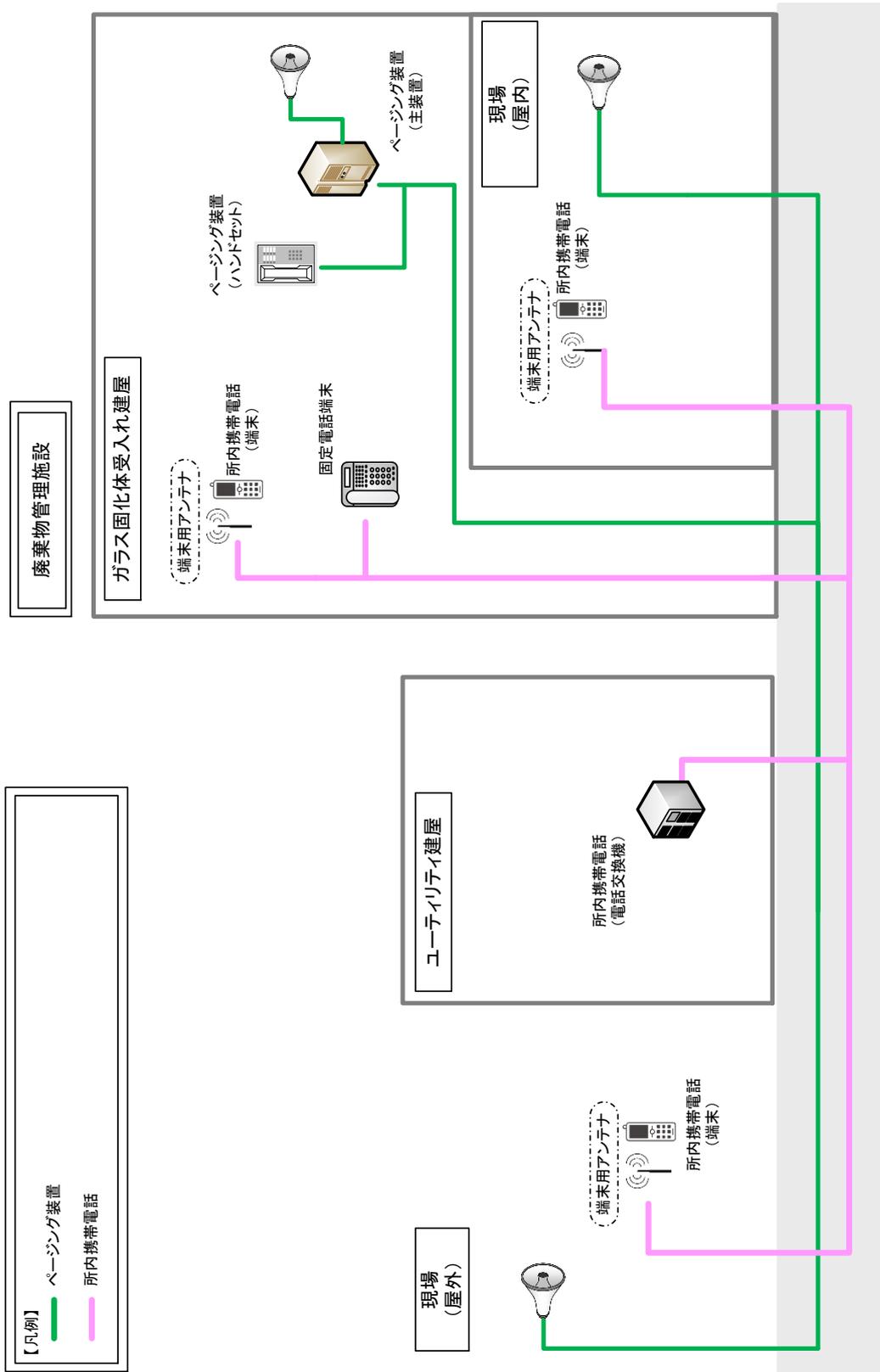
所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。

警報装置及び所内通信連絡設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。

第4表 通信連絡設備（廃棄物管理施設内）の通信方式の多様性

主要設備		機能	通信回線種別	通信連絡の場所※1
所内通信連絡設備	ページング装置	電話	有線回線	・ガラス固化体受入れ建屋－廃棄物管理施設内
	所内携帯電話	電話	有線・無線回線	・ガラス固化体受入れ建屋－現場（屋内） ・ガラス固化体受入れ建屋－現場（屋外） ・現場（屋内外）－現場（屋内外）

※1：現場（屋内）：ガラス固化体貯蔵建屋，ガラス固化体貯蔵建屋B棟等



第2図 通信連絡設備 (廃棄物管理施設内) の概要

2.3 所外通信連絡設備

(1) 所外必要箇所の選定

廃棄物管理施設外の通信連絡をする必要がある場所として、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。

(2) 所外通信連絡設備

安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声により行うため、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置し、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続する。制御室に設置する一般加入電話は、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できるよう、災害時優先回線を用いる。所外通信連絡設備（廃棄物管理施設外）の概要を第3図及び第4図に示す。

【補足説明資料2-1, 2-2, 2-3】

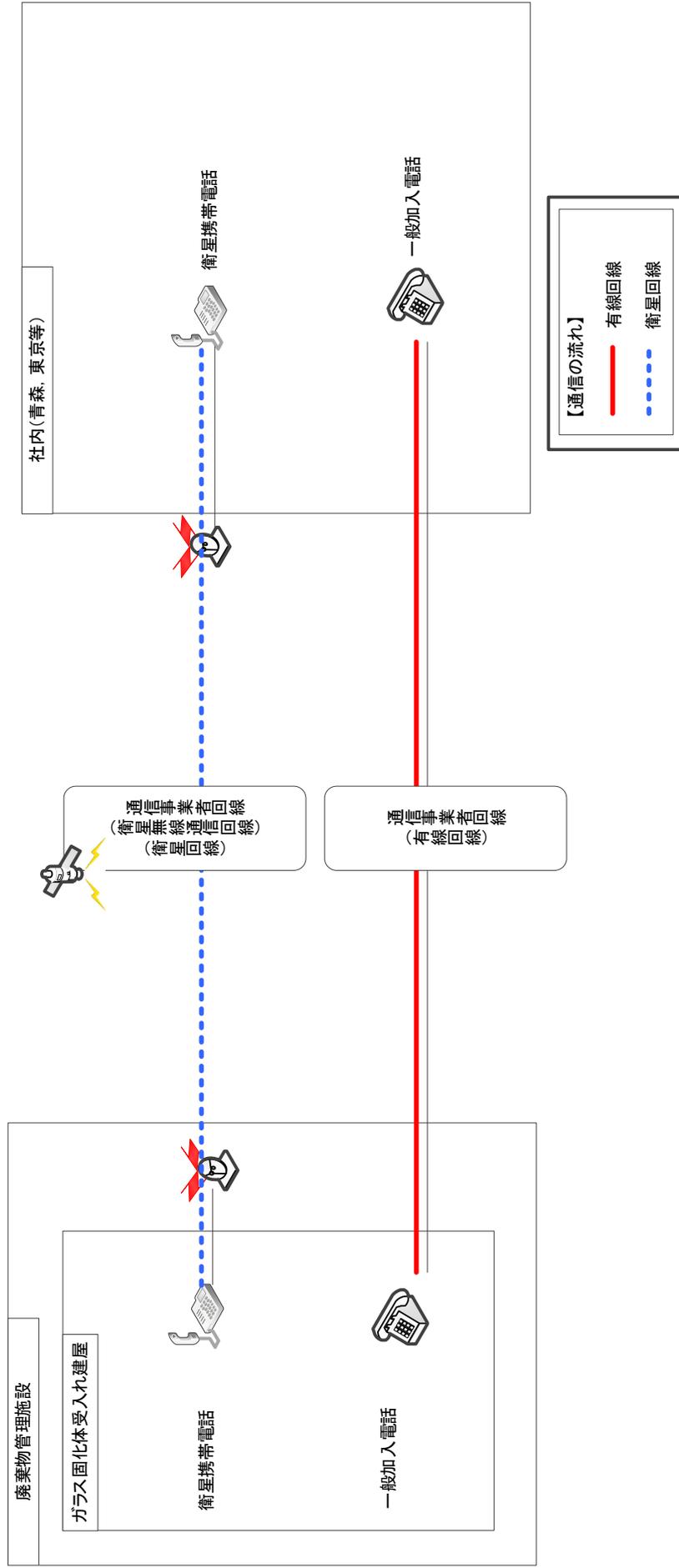
a. 一般加入電話

通信事業者が提供する通信回線（有線回線）に接続している加入電話

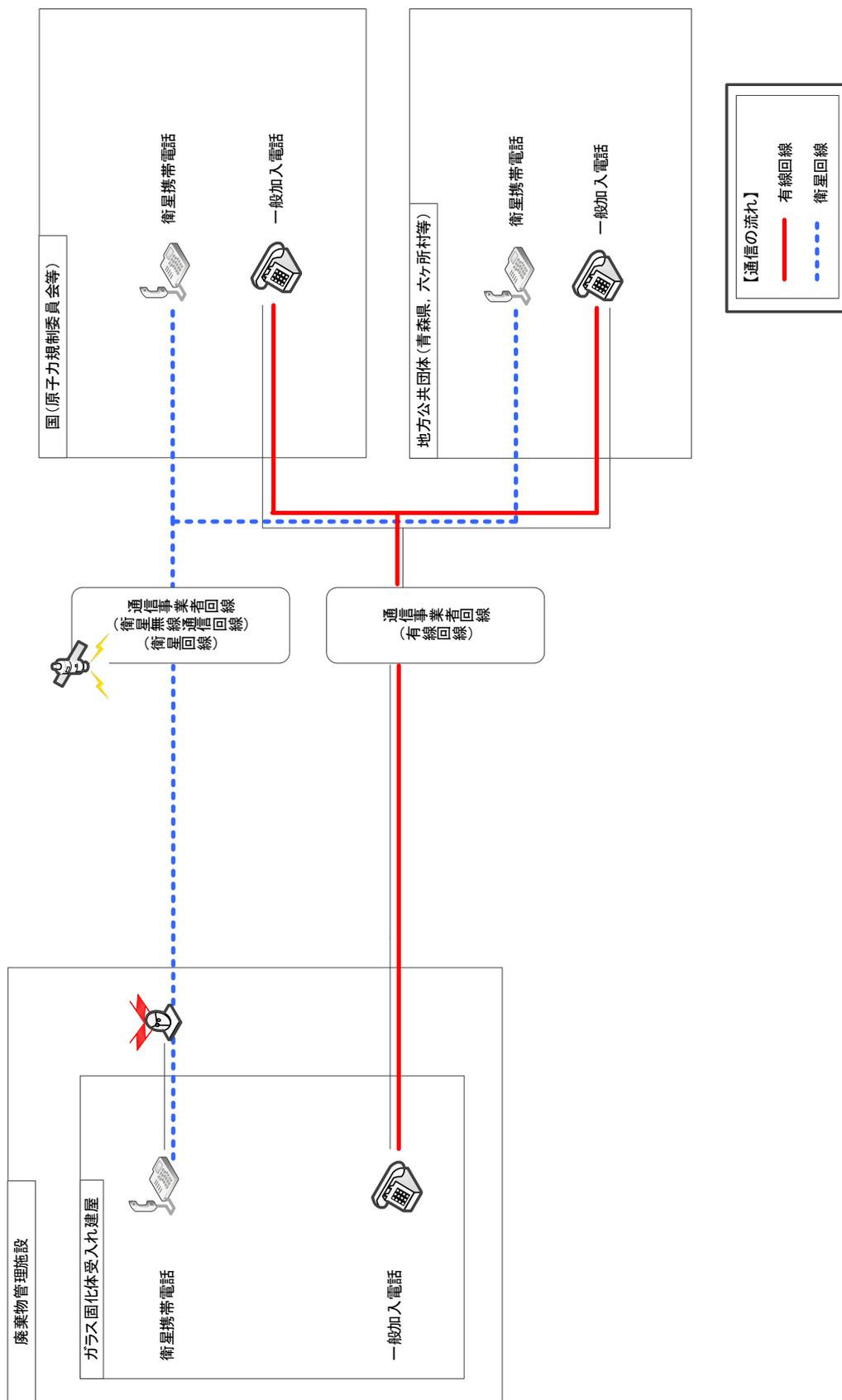
b. 衛星携帯電話

通信事業者が提供する通信回線（衛星回線）に接続している携帯電話

所外通信連絡設備については、定期的な機能・性能及び外観検査により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。



第3図 所外通信連絡設備 (廃棄物管理施設外〔社内関係箇所〕) の概要



第4図 所外通信連絡設備 (廃棄物管理施設外〔社外関係箇所〕) の概要

2.4 多様性を備えた通信回線

所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を備えた通信回線を第5表に記載するとともに、多様性を備えた通信回線の概要を第5図に示す。

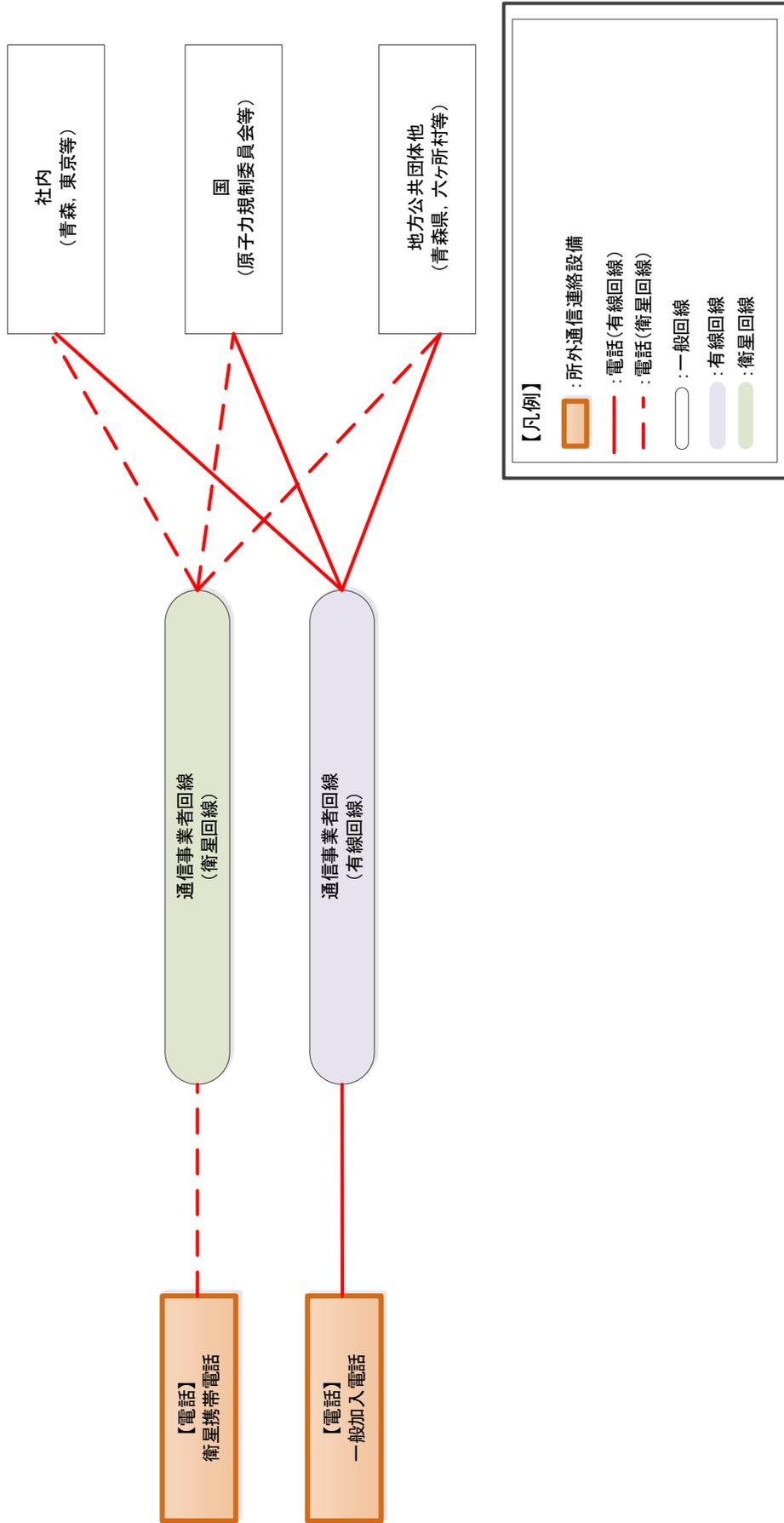
第5表 多様性を備えた通信回線

通信回線種別	主要設備	機能	専用	通信の制限 ^{※1}
通信事業者回線	一般加入電話	電話	—	○
	衛星携帯電話	電話	—	○

※1：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時の通信事業者による通信規制を想定

【凡例】・専用 ○：専用回線（帯域専有を含む） —：非専用回線
・通信の制限 ◎：制限なし ○：制限のおそれが少ない ×：制限のおそれがある

【補足説明資料 2-6】



第5図 多様性を備えた通信回線の概要